

令和2年12月23日（水）

令和2年第13回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和2年第13回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、7番：砂川明寛委員、8番：喜屋武 隆委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、狩俣駐在所から東側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、平良成川線に位置し、土地改良区で、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣集落の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市博物館の裏側に位置し、譲受人は機械等も所有して造園業であるが、該当地には半分は造園を植え付け、半分はサトウキビ栽培ということです。

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、狩俣集落内で、譲受人は畜産を経営して採草地の管理ということです。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、保良集落公民館の西側に位置し、譲受人は機械等も所有して農業経営の規模拡大でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は与那覇集落の東急リゾートの入口に位置し、譲受人は機械等も所有してらっきょう栽培農家です。

議 長： 次に受付番号9番から11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号9番から11番の説明をいたします。場所は、佐良浜集落横岳団地から東側150mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。受付番号12番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から13番は、別紙参考資料12ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、狩俣集落の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、JA 上野支店の交差点から東側 6 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等は兄弟の機械を利用してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号 1 2 番から 1 3 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は、7 件でございます。受付番号 1 4 番から 2 0 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号14番から20番は、別紙参考資料14ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号14番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は野田集落の海洋養殖センターと日本ペイントから狩俣方向に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、友利集落から城辺方向のティダファーム多良間の近辺に位置し、譲受人は機械等（ハーベスター・ブルトラ）を所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は、結の橋学園から東側1 Kmと牧山ファームから南側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番から11番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号6番から11番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。
受付番号6番の説明で、場所は、仲原公民館から西側に位置し、受付番号7番から10番の場所は、上区構造改善センターの南側・土地改良地区に位置し、受付番号11番の場所は、宮古農業改良普及所の南側に位置し、沖縄県農業振興公社への使用貸借です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、伊良部2区・前泊芳男推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 伊良部 2 区推進委員退室 》

議 長： 改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。では、伊良部 2 区推進委員の入室・着席を認めます。

《 伊良部 2 区推進委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第 4 議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 4 件でございます。
受付番号 1 番から 4 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 10 番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、新城のおっばい山付近に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺葉たばこ乾燥場から城辺向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下北集落センターから北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で、お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和2年12月8日に、調査員として4番・仲里委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さんの7名で行いました。日程として午前10時から午後3時まで現地調査、午後3時から3時15分まで事務局にて調査内容調整会議、12月16日の内部審査では4条申請2件、5条申請15件、合計17件の調査内容を行った結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は吉野集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規程と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第4条の規程による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規程による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、沖縄クボタの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第5条第1項の規程による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は、15件でございます。受付番号1番から15番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から15番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古工業高校グラウンド西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、市営松原団地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。保良教会の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・宅地等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、日進電気の前方に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、友利集落の元島葉たばこ乾燥場の横側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、10ha以上の集落接続農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮國集落の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、10ha以上の広がりのある農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、しまとうふの裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、ビックワンの西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、宅地・商業施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、バイパス通りから久松小・中学校隣のあけぼの保育園の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・障害の多い道路等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は鏡原小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号13番から15番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号13番から15番の説明をいたします。場所は、インギヤーの山の斜面に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番から15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第9議案第8号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。12月4日に平良地区農地パトロールを行い、当地は30年以上未耕作地で、耕作不適地と確認し非農地相当と認めました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 5 番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は城辺地下ダム資料館から南側 6 0 0 ㎡に位置し、車輛等が運行出来ず、困難な土地で非農地相当と確認しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄伊良部支店から南西 3 0 0 ㎡に位置し、表土も浅く、海水の進入もあり、耕作不適地と判断し、非農地相当と確認しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート伊良部店の前に位置し、陥没したような起伏があり、農地として困難な状況を確認し、非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和2年第13回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございます。

閉 会

令和2年12月23日(水)

会 長 芳 山 辰 巳
7番委員 砂 川 明 寛
8番委員 喜 屋 武 隆